

議会運営委員会記録

1. 期日 平成 30 年 2 月 15 日(木) 開会 13 時 30 分
閉会 14 時 13 分

2. 場所 第 1 委員会室

3. 議題

①平成 30 年第 1 回二宮町議会定例会の運営について

②その他

4. 出席者 杉崎委員長、渡辺副委員長、前田委員、二宮委員、野地委員、添田委員
二見議長

事務局 戸丸事務局長、和田庶務課長、鈴木主任主事

執行者側 ①政策総務部長、総務課長、庶務人事班長

傍聴議員 7 名

一般傍聴者 0 名

5. 経過

議長あいさつ

①平成 30 年第 1 回二宮町議会定例会の運営について

委員長 これより議題に入る。議題は、平成 30 年第 1 回二宮町議会定例会の運営についてとする。執行者側より説明をお願いします。

総務課長 資料により説明(平成 30 年第 1 回二宮町議会定例会上程議案説明資料)

委員長 後日送付ということは、取りに来るとということか。

(「議会中である」という声あり)

委員長 議会中であればよい。これより質疑に入る。

野地 上位法改正による文言の変更のみ等のものがあれば教えていただきたい。

総務課長 上位法の改正によるものもあるが、文言修正ではなく内容が変わってくるものである。一か所のみではなく範囲が広いものもあり一概に申し上げられない。議案第 11 号の子ども子育て会議条例の一部改正は課名の変更のみである。

委員長 他になければ事務局より議事及び会期日程(案)について説

明をお願いする。

局長 資料により説明(平成30年第1回二宮町議会定例会議事及び会期日程(案))

委員長 ただいま局長より説明があったが、その中で協議を要する事項について、委員の皆さまで協議をしていただきたい。

協議事項の1番、陳情の常任委員会への付託及び執行者への出席要請についてである。

ひとつ目、国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情である。趣旨説明はある。どうするか。

二宮 国の方で既に財源が明らかになり、2020年度までに年収590万未満に実現するということになっており、動き出すということで机上配付で良いのではないかと。

委員長 机上配付という意見が出たが、他に意見あるか。

野地 二宮委員がおっしゃられた他に、毎年のように出ており前回審議をしている。今回は机上配付で良いのではないかと。

渡辺 先日発表されていたのは、授業料の免除だったかと思う。今回の意見書はそれだけではなく、教育条件等の設備についても陳情理由に触れている。せっかく趣旨説明にも来られるので付託ではどうか。毎年状況は変わっていると思う。

委員長 委員会に付託という意見が出た。他に意見がなければ挙手にて決定する。教育福祉常任委員会に付託することについて賛成の委員方挙手をお願いする。

(渡辺 挙手)

委員長 では、付託への賛成1のため、机上配付に決定する。次に、神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情について、趣旨説明はあるがどうするか。

野地 机上配付でよろしいと思う。先ほども申し上げたとおり、前回も提出しており、町の議案が多くある中、そちらを優先したいと思う。

渡辺 県に対する陳情の理由について、はっきりと施設設備助成が神奈川県になく、将来の大地震への対応が大きな課題だということも触れている。昨年と状況が変わっているということの説明も含めて陳情者に来ていただきたい。陳情に関しては出されている方の考えを最大限尊重するという意味で、ぜひとも扱うべきで付託に賛成である。

委員長 他に意見ないか。それでは、付託に賛成の方は挙手をお願いする。

(渡辺 挙手)

委員長 では、挙手1名のため机上配付とする。次に、家庭教育支援法の制定を求める意見書提出に関する陳情について、趣旨説明はあるがどうするか。

野地 初めて出てくる陳情であり、趣旨説明もあり私たちもこの内容について十分知るべきあるため付託すべき。

渡辺 家庭教育支援法の制定ということであるが、これについては昨年も改正案の段階でまだ審議する内容が固まっていないのではないかと心配している。制定を求めるという審議の対象にはなりにくいのではないかと考え、机上配付でよろしいかと思う。

委員長 他に意見あるか。なければ、委員会に付託すべきという方挙手お願いする。

(野地・添田 挙手)

委員長 机上配付という方。

(前田・二宮・渡辺 挙手)

委員長 では、机上配付とする。続いて2番目、二宮町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の取り扱いについて、先ほども話があったが、即決か付託かどうするか。

渡辺 目的は、条例の課名が変わることだけだが、条例そのものについても委員の中には意見を持っているのではないか。あり方そのものも触れる可能性があるので常任委員会に付託した方がよろしいかと思う。

野地 内容変わらずして、課名のみの変更であれば即決でよろしいかと思う。

委員長 他に意見ないか。それでは、即決にすることに賛成の方挙手をお願いする。

(前田・二宮・野地・添田 挙手)

委員長 それでは、議案第11号は本会議即決とする。

委員長

3番目、総括質疑は4名以内とする。これは先例確認事項によるものである。

4番目、予算審査特別委員会の構成は総務建設経済常任委員長を含め、各常任委員会より3名に副議長を加えた計7名とする。これも先例確認事項である。5番目、休会日の設定である。3月1日木曜日、委員長報告調整のため、3月5日月曜日、総括質疑前・事項別明細説明資料の送信日、3月7日水曜日、一般質問前、3月9日金曜日、中学校卒業式、3月19日月曜日、審査意見調整及び予算討論準備のため、3月20日火曜日、小学校卒業式ということで休会日を設定したいが、いかがか。

野地

付託にするかどうか案がある。⑪二宮町総合計画審議会条例の一部を改正する条例が総務建設常任委員会へ付託とあるが、理由として議会側から申し入れたように議員の構成をなくすということの改正であると思われる。他にもあるがこのようなものも付託案件とするのか。議会側から依頼したもので、条例を変更するのに何を付託審議するのか。私は、本会議場即決で良いのではないかと考えるが皆さんはどうか。

委員長

まだ議案書を見ていないということもある。

野地

これは前回の議会運営委員会でも反省として出ており、これを付託としてやるべきであったかということがあった。確かに議案が出ていないので判断ができない部分もある。先ほど、説明の中で、議会側から申し入れがあったので条例を変えたと説明があった。

委員長

議案発送後に内容を確認し、議会初日の9時からの議会運営委員会ですぐに決まれば間に合わないか。

庶務課長

間に合わない。野地委員の話だと、⑳二宮町下水道運営審議会条例の一部を改正する条例も即決ということか。即決にするのであれば、この場で決めていただきたい。

休憩 14時09分

再開 14時10分

野地

㉑二宮町下水道運営審議会条例の一部を改正する条例も同様である。この件について、審査・審議をしないということではなく、本会議の中で質疑等がある。そこで十分審議が尽くされるものとする。

委員長

ただいま、野地委員から⑪二宮町総合計画審議会条例の一部を改正する条例と、㉑二宮町下水道運営審議会条例の一部を改正する条例について本会議即決がよろしいのではという意見

が出たが、他の委員の方の意見あるか。

休憩 14時11分

再開 14時12分

委員長

他に意見がなければ、野地委員の案どおり、⑪二宮町総合計画審議会条例の一部を改正する条例と、⑳二宮町下水道運営審議会条例の一部を改正する条例については、本会議即決としてよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

委員長

それでは即決とする。他になければこれにて、議会運営委員会を閉会とする。

閉会 14時13分